

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。

令和 7 年 5 月 2 日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 施設警備業務 1 級
- (2) 施設警備業務 2 級

2 検定試験の日時及び場所

(1) 学科試験

ア 日時

令和 7 年 8 月 5 日（火曜日）午前 9 時から正午まで

イ 場所

佐賀市松原一丁目 1 番 16 号

佐賀県警察本部 4 階会議室

(2) 実技試験

ア 施設警備業務 1 級

(ア) 日時

令和 7 年 9 月 11 日（木曜日）午前 10 時から午後 5 時まで

(イ) 場所

神崎市千代田町直鳥 166 番地 1

神崎市千代田公民館

イ 施設警備業務 2 級

(ア) 日時

令和 7 年 9 月 16 日（火曜日）午前 10 時から午後 5 時まで

(イ) 場所

神崎市千代田町直鳥 166 番地 1

神崎市千代田公民館

3 検定試験の内容

(1) 施設警備業務 1 級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務 2 級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 施設警備業務 1 級

佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が上記アに掲げる者と同等の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級

佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員

5 受検定員

各区分とも 20 人（先着順とする。）

6 検定申請手続

(1) 検定申請書の受付期間

令和 7 年 6 月 30 日（月曜日）から同年 7 月 4 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 検定申請書の提出先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課へ持参してください。

なお、申請時に申請者の本人確認を行いますので、申請者の写真入りの身分証明書の写しを持参してください。

(3) 提出書類

ア 施設警備業務 1 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1 通

(ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

(エ) 4 の(1)のアに該当する者は、2 級検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書。ただし、勤務先が廃業した場合など、やむを得ない事情により、警備業務従事証明書を提出することができない場合には、当該事情を疎明した上で、4 の(1)のアに該当することを誓約する書面及び履歴書 各 1 通

(オ) 4 の(1)のイに該当する者は、都道府県公安委員会が交付した 1 級検定受験資格認定書の写し 1 通

(カ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、申請者本人の記名がある委任状 1 通

イ 施設警備業務 2 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1 通

(ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

(エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、申請者本人の記名

がある委任状 1 通

(4) 受検票の持参

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。

7 検定の手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

16,000 円

(2) 納付方法

検定手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、納付された検定手数料は、返還しません。

8 その他

本検定の学科試験の合格発表は、当日、検定会場で行います。学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

学科試験時には筆記用具、実技試験時には筆記用具及び館内で使用する運動靴を持参してください。

9 問合せ先

最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務管理室（電話番号 0952-24-1111 内線 3033）